

グローバルサウスとの連携強化について

経済産業省

通商政策局 貿易振興課

グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和5年度補正予算額 **1,083億円** (国庫債務負担含め総額1,400億円)

※アジアの公正な脱炭素化移行加速化事業の一部を含む

- (1) 貿易経済協力局貿易振興課
- (2) 貿易経済協力局技術・人材協力課
- (3) 通商政策局アジア大洋州課
- (3) 商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて当該地域の市場の成長力を活かし、日本国内のイノベーション創出、サプライチェーン強靱化等により国内産業活性化を目指すことを目的とする。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

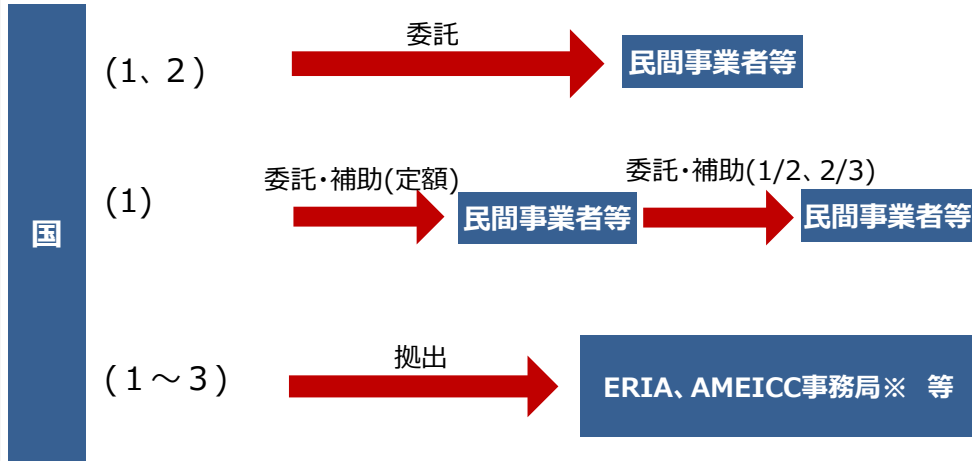
事業概要

(1) グローバルサウス未来志向型共創等事業
今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。

(2) グローバルサウス未来産業人材育成等事業
グローバルサウスの日系企業等に対して、GX/DX化や日本技術等の研修を通じて、現地産業人材育成や、本邦企業のビジネス機会の創出、機器等の更なる普及展開やサプライチェーンの競争力の維持・強化、グローバルサウスとのコネクションの強化を目指す。

(3) 未来産業のナレッジプラットフォーム構築事業
ASEANの大学や日系企業と連携し、人材育成の調査・研究を行うとともに人的ネットワークの形成に取り組むことや、公共政策に関する人材育成など、産学官連携のプラットフォームとしての機能を強化する。ヘルスケア分野など、日本の強みを活かしてASEANの社会的課題に寄り添いイノベーションを通じて解決を促し、日本の制度や製品等の展開に向けた取組を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※AMEICC：日ASEAN経済産業協力委員会
ERIA：東アジア・アセアン経済研究センター

成果目標

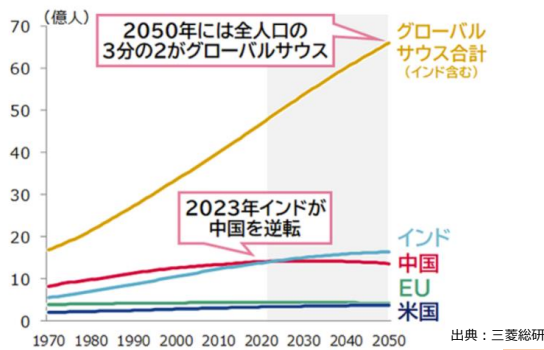
- ・我が国のサプライチェーン強靱化、日本企業とグローバルサウス企業による未来産業共創の実現。
- ・人材育成を通じたグローバルサウス諸国の市場開拓及び人的交流による生産性の向上と収益機会の拡大。
- ・新たな時代における日ASEANの経済共創基盤の強化。

事業趣旨

- 激変する国際情勢下においてグローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。
- また、相手国のニーズが高いDX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。これら成果をFOIPの実現にも繋げていく。

<我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性>

① 成長力の高い市場



② 経済安保上重要な相手

- ◆ リチウム
中国：55%、チリ：30%
- ◆ レアアース
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ ニッケル
インドネシア：28%、フィリピン：26%

③ 国際秩序形成の鍵

印主催「グローバルサウスの声サミット」
(2023年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が露にも配慮してバランスを取る姿勢

※地図上の青塗りは露に非友好国指定されている国・地域 (2022年3月24日時点)

- ◆ グローバルサウスの共通課題である産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等に対し、デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。
- ◆ 事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS/実証等通じて支援していく。

<事業例>

AI等新技術の社会実装

グローバルサウス諸国

案件組成や現地人材の育成等

R&D拠点整備等が促される効果

日本

日本ヘデータ等を還元、高度人材還流など (イノベーションの源)

- **【相手国碑益】グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであること。**
- **【日本碑益】日本の産業構造の高度化や高度技術の海外展開、サプライチェーンの強靱化に資するものであること。具体的には以下3類型の少なくとも1類型に該当し、定量的にその効果が示せること。**

類型① 我が国のイノベーション創出につながる共創型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること

類型② 日本の高度技術海外展開型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

類型③ サプライチェーン強靱化型 の要件

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものを対象に含みます
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

執行スキーム

- 大きく① **上限40億円の大型実証** ② **上限数億円の小規模実証・FS** ③ **マスタープラン策定** の3つに分かれる。
- ①は**国際機関への拠出金事業**。ASEAN加盟国を対象とするものはAMEICC、非ASEAN地域を対象とするものはUNIDOへの拠出を通じて事業を行う。AMEICC事業は、AMEICCから委託を受けたJETROが事務局業務を行う。
- ②③は**経産省の直執行事業**。経産省から委託を受けた執行団体が事務局業務を行う。
- いずれも公募期間は2024年度中となる。事業実施期間は、①は**補助交付契約締結から最長3年間**(2025年4月以降に補助交付契約締結した案件は、3年待たずに2028年3月まで)。②③は**1年程度**。

大型実証 (補助)

拠出金：2機関で計845億円

AMEICC(対ASEAN加盟国)

(公募・採択)

事業者等

- 補助額：5億円以上、40億円以下
- 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- 事業期間：最長3年間
- AMEICCは第1回公募を6/6(木)～6/27(木)で実施済、**第2回公募を2024年度内に実施予定。**
- UNIDOは第1回公募を6/5(水)～7/5(金)で実施済、**第2回公募を2024年秋が冬に実施予定。第3回実施は未定**

UNIDO(対非ASEAN)

(公募・採択※全て英語)

事業者等

小規模実証 (補助)

小規模実証・FS合わせて
令和7年度までの国庫債務負担行為：279億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された予算額：32億円

FS (補助)

執行団体(TOPPAN)

(公募・採択)

事業者等

- 小規模実証の補助額：上限5億円
- FSの補助額：上限1億円
- 補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- 事業期間：1年程度
- 第1回公募を4/17(水)～5/10(金)で実施済
- 第2回公募を9/9(月)～10/11(金)12時〆で実施中**

マスタープラン策定(委託)

令和7年度までの国庫債務負担行為：90億円
うち令和5年度補正予算で歳出化された
予算額：20億円

執行団体A (公募・採択)

事業者等

執行団体B (公募・採択)

事業者等

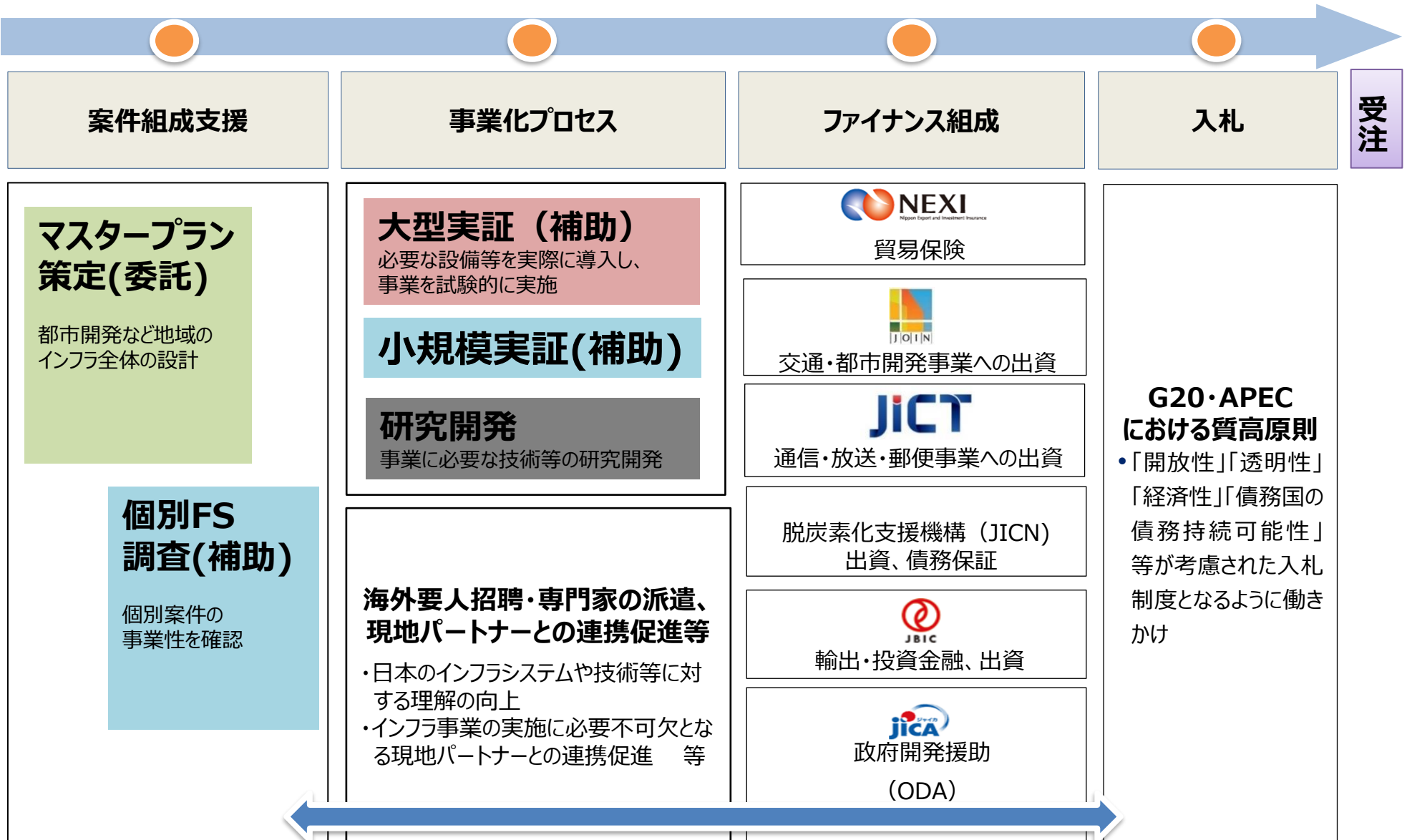
執行団体C (公募・採択)

事業者等

- 想定再委託額：数千万円
(上限1億円、ただし分野別に異なる※)
- 事業期間：1年程度
- 第1回公募は10月に実施予定**
- ※想定額及び上限額は募集する分野毎に個別に設定される場合がある。

※第三者委員の審査を踏まえて決定

(ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像 (案件形成から受注まで)



JICA等は、ファイナンス組成等での活用が見込まれる案件について、FS段階から支援するケースも

大型実証AMEICC事業（対ASEAN）の公募要領の要点①

- ASEAN加盟国対象の大型実証 第1回公募の公募要領の要点は以下の通り。
- 第2回公募以降変更がありうることにご注意ください。

■ 実証事業の定義

実証事業とは、実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などの、有効性や経済性などを確認することを指します(事業化に向けたスケール化を目指す実証です)。なお、本事業は研究開発を対象とした事業ではありません。

■ 申請要件、事業者等の定義

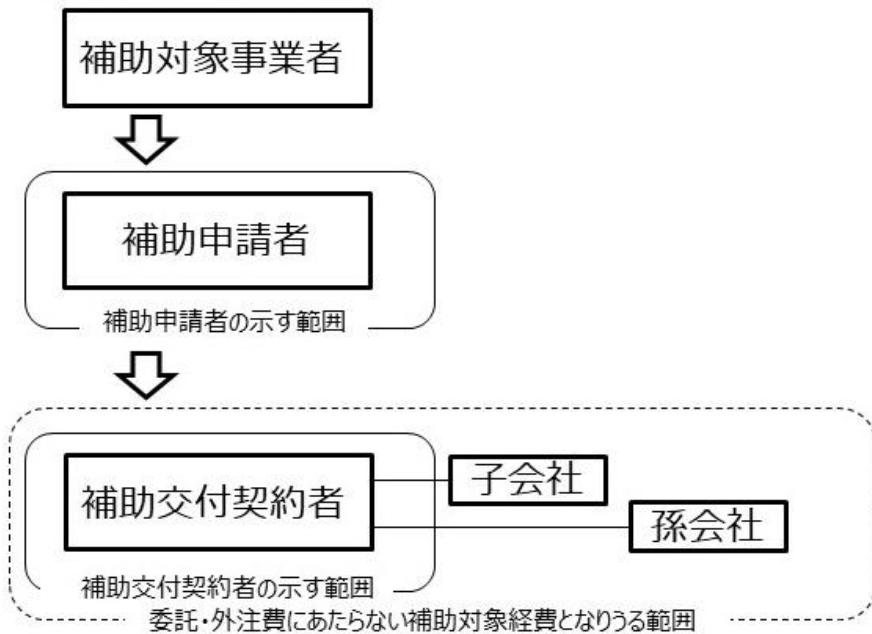
本事業に申請する要件、事業者等の定義は以下の通りです。

用語	要件、定義
補助対象事業者	申請に当たっての要件を満たす者。要件は、 日本に登記し、日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること等。
補助申請者	事業への申請を行った者。 共同申請の場合、幹事法人与共同申請者両方を指します。
幹事法人	単独の補助申請者では事業が成立しない場合は、複数の補助申請者による共同申請が認められ、幹事法人を一者決めて申請する必要があります。幹事法人は、補助対象事業者の要件を満たすもののうち、共同申請をする場合に、 申請書類や報告書等の提出を行い、通知の連絡先や補助金の支払先となる者 とします。
共同申請者	補助対象事業者の要件を満たすもののうち、幹事法人与共に共同申請を行う幹事法人以外の者。
共同事業実施者	海外において実証事業を実施する法人であって、以下①②いずれかの要件を満たす者。補助申請者の現地SPC等が該当することを想定しています。なお、共同事業実施者は補助申請者となることはできないものの、共同事業実施者の事業費は、委託・外注費には該当しません。 ①補助対象事業者の海外子会社（日本側出資比率10%以上） ②補助対象事業者の海外孫会社（日本側出資比率50%以上の海外子会社の出資比率50%以上） ※共同申請の場合、共同事業実施者とは、幹事法人与共同申請者両方の、上記①②に定める出資比率を満たす海外子会社、海外孫会社を指します。
補助交付契約者	申請後採択を経て実際に補助を受ける者。 共同申請の場合、幹事法人与共同申請者両方を指します。

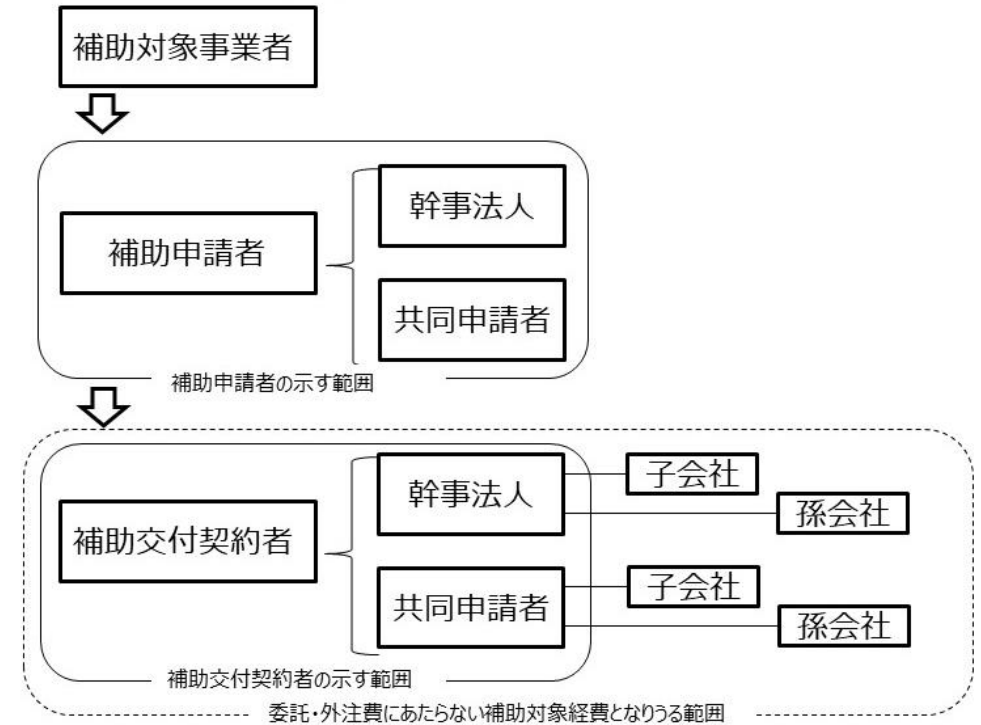
大型実証AMEICC事業（対ASEAN）の公募要領の要点②

事業者等の定義を図示すると以下の通りです。

【単独申請の場合】



【共同申請の場合】



大型実証AMEICC事業（対ASEAN）の公募要領の要点③

■ 補助金額、補助率

5億円以上40億円以下。中小企業は2/3、中小企業以外は1/2(補助対象経費に補助率をかけた額が補助金額)。原則として事業終了後の精算払となります。

■ 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、会議費、謝金、機械設備費・システム購入費、備品費、(借料及び損料)、消耗品費、委託・外注費(※)、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費

(※)委託・外注費

補助金申請額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満とする必要があります。

■ 事業実施期間

補助交付契約締結日から3年間以内。最長で2028年3月31日まで。

■ 審査・採択

申請書類が実証事業の要件を満たしているか事業支援事務局で確認の上、採択の審査は、事業支援事務局に設置される第三者委員会において行われます。

■ 主な審査基準

- ・ASEAN加盟国で行われる実証事業か。
- ・事業実施期間内に事業が終了するか。実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・実証性があるか。(実用にあたっての技術的課題や、事業化にあたっての課題が明確に設定されているか。)
- ・類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当するか。その効果が定量的に示せるか。(日本碑益)
- ・事業実施国の社会課題解決に資するか。(相手国碑益)

大型実証UNIDO事業（対非ASEAN）のポイント①

- 非ASEAN地域対象の大型実証UNIDO事業の第1回公募の要点をご参考にお示します。
第2回公募のルールは、第1回から変更があります。公募資料の公表をお待ちください。
- **大型実証AMEICC事業や、小規模実証・FSとは大きく異なるルールである**ことにご留意ください。

■ 応募、問い合わせ、採択後のやり取り等は英語で行われます。

■ UNIDOのウィーン本部が事務局業務を行います。日時はウィーン時間であることにご留意ください。

■ 公募情報の閲覧や申請には、UNIDOのアカウントを作成する必要があります。

UNIDO Procurement Portal : <https://procurement.unido.org/>

■ 「大型実証UNIDO事業」といった名称は経産省視点で他事業との区別を付けやすくした通称であり、正式名称はUNIDO Project “Industrial cooperation programme in the Global South through technology transfer from Japan” (Project ID 240001) となります。

■ 応募する場合、公募開始から一週間以内にポータル上で応募する旨の登録を行う必要があります。

■ 公募ルール等に関する問い合わせは、ポータル上でrequests for clarificationの手順に沿ってUNIDOウィーン本部に直接質問を投稿してください。受け取った質問に対する回答はポータル上で全ての事業者に対し公表されます。

UNIDOの公募資料を基に経産省で作成。正確な内容はProcurement Portalに掲載の公募資料をご確認頂き、公募資料のご不明な点はUNIDOウィーン本部にお問い合わせください。本資料は経産省が独自に作成した補助的な非公式資料であるため、本資料に関するUNIDOウィーン本部、UNIDO東京事務所へのお問い合わせはご遠慮ください。

大型実証UNIDO事業（対非ASEAN）のポイント②

■ 実証事業の定義

FSや事前調査は完了している必要があります。実用段階にある技術やビジネスモデルの有効性や経済的実現可能性を確認し、事業化するための実証事業が対象になります。

■ 申請要件、事業者等の定義

用語	要件、定義
Applicant	日本で登記された事業者（外国法人の日本法人を除く）であること。もしくは、日本で登記された事業者の100%子会社か100%出資会社で、日本本社がその社からの本事業への申請を承認していること。
Consortium	実証に必要である場合コンソーシアムの結成が可能。申請者であるリード企業(1社のみ)とそれ以外であるパートナーで構成される。各パートナーの役割と責任を明記したコンソーシアム契約を申請時に提出する必要がある。
Lead company/firm	コンソーシアムを組む場合の、申請者である1社のこと。採択された場合のUNIDOとの契約者。
Partner/member	コンソーシアムを組む場合の、リード企業以外の事業者のこと。日本以外の企業も可。
Implementors	Lead及びコンソーシアムの全てのメンバー企業を指す。
Implementing Partner	採択され、助成金契約をUNIDOと結んだ案件のパートナー企業のこと。
Grant beneficiary	採択され、助成金契約をUNIDOと結んだリード企業のこと。
Party/Parties	採択され、助成金契約をUNIDOと結んだ案件のパートナー企業とリード企業らの総称。

UNIDOの公募資料を基に経産省で作成。正確な内容はProcurement Portalに掲載の公募資料をご確認頂き、公募資料のご不明な点はUNIDOウィーン本部にお問い合わせください。本資料は経産省が独自に作成した補助的な非公式資料であるため、本資料に関するUNIDOウィーン本部、UNIDO東京事務所へのお問い合わせはご遠慮ください。

大型実証UNIDO事業（対非ASEAN）のポイント③

■ 補助金額、補助率

- 400万米ドル以上2900万米ドル以下。補助率は中小企業は2/3、中小企業以外は1/2。
- 基本は事業終了後の精算払。分割払いは採択後の助成契約時にUNIDOと交渉可能。
- 申請書類は米ドル建てで記入し、米ドルの銀行口座の所持が必須。
- コンソーシアムを組んだ場合、支払いはリード企業に対して行われる。

■ 補助対象経費

事業実施期間内に、実証事業と能力開発活動の実施に要した費用。VAT、関税は対象。土地の購入費用は対象外。申請にあたって要した費用、FSに要した費用、フォローアップ報告書の作成・フォローアップ期間に要した費用、事業化にあたって要した費用は対象外。4万ユーロ以上の外注は、2社以上の相見積もりの提示が必要。提示できない場合は、理由を説明しUNIDOの承認を受ける必要あり。

■ 事業実施期間

- 実証事業および能力開発活動を実施する期間のこと。
- UNIDOとの助成金契約発効から3年以内。最長で2028年3月31日まで。
- 実証完了後3年間をフォローアップ期間とする。企業は報告書を提出し、事業化の進捗状況のモニタリングを受ける。

■ 対象国

UNIDO加盟国のうち、アフリカ、アジア、カリブ海、東欧、ラテンアメリカ、中東、オセアニアの発展途上国
※ASEAN加盟国、ウクライナは除く(それぞれを対象にした別の経産省の補助金があるため)。

■ 対象分野(UNIDO事業独自の概念)

対象とする事業分野は、重要鉱物、新しいクリーンエネルギー、スマートエネルギー、脱炭素、サステナブルな製造、医療、サーキュラーエコミー、食の持続可能性、気候変動対策、質の高いインフラ、デジタルな製造 の11の分野。

UNIDOの公募資料を基に経産省で作成。正確な内容はProcurement Portalに掲載の公募資料をご確認頂き、公募資料のご不明な点はUNIDOウィーン本部にお問い合わせください。本資料は経産省が独自に作成した補助的な非公式資料であるため、本資料に関するUNIDOウィーン本部、UNIDO東京事務所へのお問い合わせはご遠慮ください。

大型実証UNIDO事業（対非ASEAN）のポイント④

■能力開発活動(capacity building activity)

実証事業と合わせて、事業実施国において能力開発活動を行うことが必須。実証と、実証後の事業を実施するのに必要な人材の訓練・教育をどのように行うか示す必要がある。能力開発活動を受ける人材の40%以上を女性にする必要がある。

■審査・採択

申請案件は助成金評価委員会 (GEC)で審査される。予備審査として申請が応募資格を満たすか審査する。応募資格を満たす申請は、技術評価基準で審査され、技術評価基準を満たした申請は財務評価基準で審査する。財務評価基準を満たす申請を、技術:財務=8:2のウェイトでスコアを出す。

■評価のポイント

- 採択する案件同士の事業実施国の地理的な多様性、事業内容の多様性があるか。
- 実証性があるか。(FSの結果(提出必須)から更なる実証が必要がある技術・ビジネスモデルであることが説明されているか。技術・ビジネスモデルに新規性があるか。)
- 実証後7年以内に事業化に至る成功率が高いか。事業化のプロセスが詳細に示されているか。
- 実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- 能力開発活動が適切に設計されているか。
- 実証事業内に女性のエンパワーメントを促進する措置を含んでいるか。ジェンダー問題の解決に資するか。
- 事業実施国の社会課題解決に資するか。(相手国碑益)
- 事業実施国の持続可能な発展、事業実施国の政策に資するか(相手国碑益)

※可能な限り日本の製品・サービスを使うことが推奨されているが、審査基準ではない。(日本碑益)

■採択予定件数

第1回公募は4-6件。ただし、申請案件の質と予算による。

■財産処分規定

事業実施期間及びフォローアップ期間中に補助対象経費として購入した資産を処分する場合、事前にUNIDOから売却・処分の承認が必要。また、売却・処分による金銭的利益の一部又は全部をUNIDOに返還する必要がある。

UNIDOの公募資料を基に経産省で作成。正確な内容はProcurement Portalに掲載の公募資料をご確認頂き、公募資料のご不明な点はUNIDOウィーン本部にお問い合わせください。本資料は経産省が独自に作成した補助的な非公式資料であるため、本資料に関するUNIDOウィーン本部、UNIDO東京事務所へのお問い合わせはご遠慮ください。

大型実証UNIDO事業に係る主なFAQ

- 第1回公募の際、UNIDO本部に寄せられた質問と、UNIDO本部からの回答の概要は以下の通りです。詳細はProcurement Portal上でCLARIFICATION NOTEをご確認ください。

- Q. 応募する旨の登録は、厳密に何月何日何時が締切か?→登録しないと申請できないわけではない。厳格な締切ではない。
- Q. 応募する旨を登録したものの、結局申請しなかった場合、第2回公募に申請して良いか?→問題無い。
- Q. 応募する旨の登録は、“lead company”のみが行う必要があるか?→その通り。
- Q. 補助金を受け取る銀行口座は、“lead company”の口座である必要があるか?→その通り。
- Q. 実証事業を非ASEANのグローバルサウス地域以外でも行っても良いか?→その国でも実証を行う必要性等を説明する必要がある。
- Q. 提出が必要な書類の中に英語以外の文書があっても良いか?→英語の翻訳を合わせて提出する必要がある。
- Q. 日本企業以外も“partner”としてコンソーシアムに参加できるか?→問題無い。
- Q. 提出が必要な書類のうち、様式が共有されていないものは、各社で自由に作成して良いか?→良い。
- Q. 様式7,8,9はいつ提出すれば良いか?→申請時に提出する必要がある。
- Q. 補助金で購入した資産を無償譲渡することは可能か?→無償か、利益を生むかに関わらず、資産を売却/処分する際は事前にUNIDOの承認を得る必要がある。
- Q. ‘A copy of a support letter from the government of the host country(ies)’はMOUで良いか?→良い。
- Q. “partner”も過去3年間の監査済み財務報告書と法人設立証明書の提出が必要か?→必要。
- Q. フォローアップ期間後はUNIDOの承認を得ずに資産を売却/処分して良いか?→良い。
- Q. 委託・外注費の総額に制限はあるか?→委託・外注費の総額が4万ユーロを超える場合、相見積もりの提出が必要になる。
- Q. 申請後にコンソーシアムのメンバーを変更しても良いか?→変更は認められない。
- Q. 株式の20%を日本企業が所有、80%を日本以外の企業が所有する、日本に登録する企業は、日本企業と見なされるか?→見なされない。
- Q. 様式“Model_Grant_Agreement.pdf”を編集したいのでWord版を共有して欲しい。→採択された場合の交付契約の参考のモデルを示しているだけなので、編集しないでください。

小規模実証・FS事業のポイント

■ 応募資格

日本に拠点及び法人格を有していること。海外現地法人(※)との共同申請も可。

(※) 海外子会社(出資比率10%以上) 又は海外孫会社(出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超)。

■ 補助金額、補助率

小規模実証事業：5億円以下、FS事業：1億円以下。

中小企業は2/3、中小企業以外は1/2(補助対象経費に補助率をかけた額が補助金額)。

原則として事業終了後の精算払となります。

■ 補助対象経費

人件費、旅費、会議費、謝金、借料及び損料、消耗品費、機械設備費・システム購入費、委託・外注費(※1)、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費(※2)

(※1) 委託・外注費 補助金申請額に対する委託・外注費の額の合計の割合は50%未満とする必要があります。

(※2) その他諸経費 自動車、携帯電話等、目的外使用となり得るものは原則として対象外です。

■ 事業実施期間

交付決定日から約1年間(各公募回により事業終了日は異なります。)

■ 審査・採択

申請書類が実証事業の要件を満たしているか補助金事務局で確認の上、採択の審査は、補助金事務局に設置される外部第三者委員会において行われます。

■ 主な審査基準

- ・ 事業実施期間内に事業が終了するか。実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・ 事業終了後5年以内の受注・事業化が見込める案件か。
- ・ 類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当するか。その効果が定量的に示せるか。(日本碑益)
- ・ 事業実施国の社会課題解決に資するか。(相手国碑益)

※第2回公募以降変更がありうることにご注意ください。

マスタープラン策定事業のポイント（1）

■事業内容

経産省からグローバルサウス諸国の地域ごとに8つの委託事業を執行中。各地域の委託事業受託者（下記表の各執行団体）が、地域戦略、重点分野戦略等の調査を行い、委託事業の内数にて執行団体としてマスタープランを策定する事業者を再委託先として公募する。

地域	執行団体
グローバルサウス諸国横断	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社
ASEAN	PwCコンサルティング合同会社
南西アジア	株式会社野村総合研究所
中央アジア・コーカサス	アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社
中近東	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン
アフリカ	有限責任監査法人トーマツ
中南米	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社
大平洋島嶼国	株式会社クニエ

■公募対象事業

各地域における重点分野について、将来的な案件組成を見据えて、現地の現状評価や将来予測、市場の理解、事業機会の特定や目標設定、事業モデルの具体化等に係る調査分析や戦略構築に加え、事業期間内に実際に相手国政府・企業等への打ち込みを行い、相手国政府等にマスタープランとして採用されることを目指すための提案を行う事業者を公募する（詳細は次頁参照）。各地域の重点分野は公募時の仕様書に記載予定。重点分野以外であっても、地域課題・外交上重要であり、相手国および日本の裨益に資するマスタープランの提案が認められる場合もある。詳細は仕様書を確認されたい。

■1件あたりの想定再委託金額

マスタープラン1件あたり：数千万円（上限1億円、ただし募集する分野別に異なる）原則として事業終了後の精算払。

※想定額及び上限額は募集する分野毎に個別に設定される場合がある。

仕様書に分野ごとの上限額の記載がある場合、記載の上限額以内の提案内容（本提案）が審査対象となるが、事業者が上限額を超える提案（オプション提案）を追加で提出することを認める場合がある。原則、本提案の内容を以て審査するが、本提案の審査の結果、採択された事業者がオプション提案を提出している場合、契約金額の調整を含む契約交渉の過程で、オプション提案を事業内容に追加する場合がある。

■事業実施期間

再委託契約締結日から原則1年間程度（二次公募実施の有無は未定）。

マスタープラン策定事業のポイント（2）

■ 提案内容に求める6要素

マスタープランには、地域を問わず、原則下記の6要素を必ず含めること。内容は分野ごとに異なることがあり得るが、主な例は下記のようなケースを想定。**個別具体の事業やプロジェクト等の実現可能性を検証するFSではないことに留意されたい。**

求める6要素	ケース1（例：都市開発）	ケース2（例：サプライチェーン強靱化）
1) 現状の評価や将来予測	人口増加、経済成長、産業の発展などの要素を考慮して、相手国や地域の現状やインフラの状況进行评估する。	対象事業領域の市場環境（市場規模及び将来予測）、政策動向、未充足課題やニーズ分析、技術動向、事業のKey Success Factor分析などを踏まえ市場・事業の概要を理解する。
2) 現地の課題の特定や目標設定	現状の評価と将来の需要予測に基づいて、問題点や課題を特定する。問題点や課題に対処するために、マスタープランの目標を設定する。	競合国と比べた日本国としての強み分析を踏まえ、相手国の課題を解決し日本国の裨益に繋がる事業機会を特定する。
3) 解決策の案とその評価	問題解決のための様々な打ち手について評価を行う。各オプションの利点、欠点、費用、環境への影響などを考慮して評価する。	有望な事業機会について、事業モデル（ビジネスモデル、事業の座組、サプライチェーン構造など）の具体化を行い、その評価を行う。
4) 具体的な戦略策定	3を踏まえた最適なオプションを選択し、具体的な実施戦略を策定する。その際、プロジェクトの経済的な側面及び活動が環境に与える影響を評価する。また、戦略の策定においては日本国裨益を考慮すること。	3を踏まえ、具体的な実施戦略、事業計画を策定する。その際、プロジェクトの経済的な側面及び活動が環境に与える影響を評価すること。また、戦略の策定においては日本国裨益を考慮すること。
5) 相手国政府・関係者への打ち込み	1～4の過程で、本事業で策定するMPが相手国に採用されるよう、相手国のニーズを踏まえたストーリーラインで相手国政府や関係機関等への提案を行う。政府機関、業界団体、市民などの関係者の意見や要望を反映させるために、広範なコミュニケーションと協力をを行う。	
6) 戦略実現のためのアクションプラン	MP策定後、相手国に受け入れられ、具体的な案件組成につながるよう、アクションプランを策定する。その際、日本国裨益が実現するようなプロジェクト等の組成を前提とすること。	

■ 応募に関する留意点

マスタープラン策定あたり、特に上記1)～3)および5)においては相手国から「選ばれる」ため、相手国裨益を十分に検討のこと。既に同分野の類似マスタープランが存在する場合は、既存マスタープランとの差分を明確にし、新たにマスタープランを策定する理由が相手国にも伝わるよう十分検討すること。他方、4)および6)においては、日本国裨益の観点から、プロジェクト等の事業化に知見を有する企業等がマスタープラン策定に参画する体制を想定。従い、本事業の公募において、事業化の支援を行う者（コンサルティング会社、調査会社等）からの単独提案は原則認めない（事業化の支援を行う者が単独提案者となる場合、事業に関する知見を有する企業等の協力を要件とする予定）。

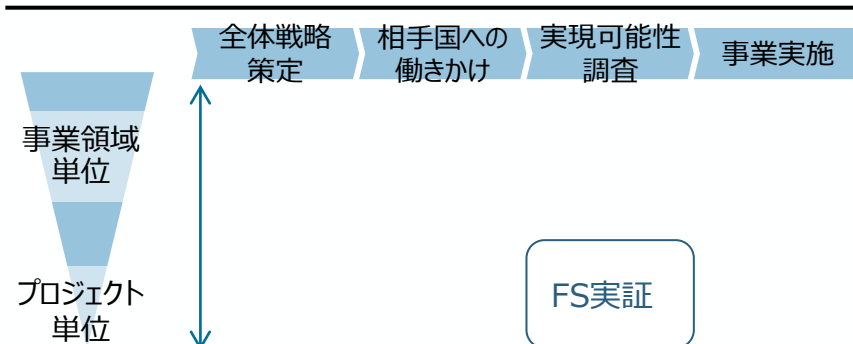
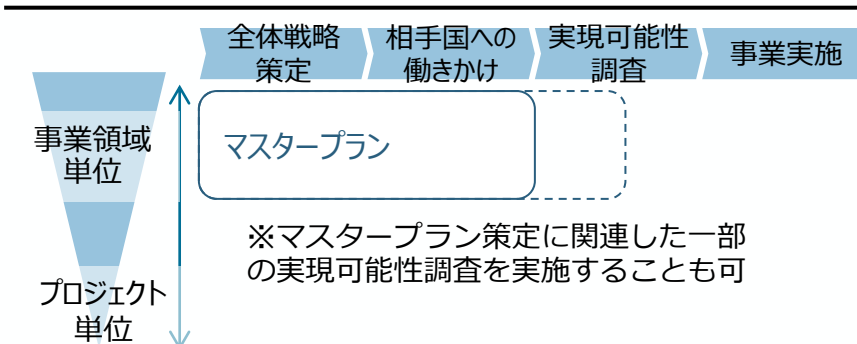
(参考) マスタープラン策定事業とFS・実証事業の違い

マスタープラン策定事業は相手国の課題・ニーズを踏まえ、全体戦略策定と相手国・企業への打ち込みを行うものであり個別具体案件について実現可能性を調査するFSとは定義が異なる。

マスタープラン策定事業 (委託)

FS・実証事業 (補助)

イメージ



定義

国・地域の長期的な発展を計画的に進めるための包括的な計画（マスタープラン）の策定と相手国・企業に働きかける活動

プロジェクト実施前に、プロジェクト単位で実現可能性や経済的、技術的な妥当性を検討・評価する調査活動

目的及び対象事業

相手国の課題・ニーズを踏まえ、日本国にとっての裨益につながること。従って対象は事業領域全体となる。

実施企業の事業や裨益に繋がること。従って対象は個社の具体的なプロジェクトとなっても良い

対象フェーズ

案件組成前の全体戦略策定と相手国・企業への働きかけを実施

個別具体のプロジェクトの実現可能性を評価

具体例

- XX国における都市交通インフラマスタープラン策定
 - 相手国の課題である交通渋滞を緩和することを目的に、高速鉄道、xxxなど複数の施策を比較検討し、都市交通の全体計画を策定する
 - 重要ステークホルダーであるxxへの会話を通じ、相手国・地域もマスタープランへの打ち込みを行う

- XX国における再生可能エネルギーの導入に向けた技術的・経済的実現可能性の調査
 - XX社がXX国のエネルギー市場に参入することを目的に、XX国でのエネルギー需要に基づく適切な再エネ技術の選定と採算性を検討

マスタープラン策定事業に関する執行団体及び問合せ先

地域	執行団体	連絡先
グローバルサウス諸国横断	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社	GlobalsouthGeneral★bcg.com
ASEAN	PwCコンサルティング合同会社	jp_jimukyoku_gs-asean★pwc.com
南西アジア	株式会社野村総合研究所	gsswa-masterplan-nri-ext★nri.co.jp
中央アジア・コーカサス	アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社	globalsouth.centralasia.caucasus★adlittle.com
中近東	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン	gs-mena★mckinsey.com
アフリカ	有限責任監査法人トーマツ	Afmp★tohmatu.co.jp
中南米	ボストン・コンサルティング・グループ合同会社	GlobalsouthLatinamerica★bcg.com
大平洋島嶼国	株式会社クニエ	pacific-event★qunie.com

※ご連絡の際には、★を@に変えてください。

(参考) FS、小規模実証補助に関する問合せ先

FS (補助)

小規模実証 (補助)

個別具体の事業やプロジェクト等の実現可能性を検証するFSに対する補助（小規模実証含む）については、こちらのホームページを参照：
<https://gs-hojo-web.jp/>

グローバルサウス未来志向型共創等事業の執行スケジュール

- 2023年11月に令和5年度補正予算が成立。
- いずれの公募も2024年度内に複数回開催する予定。

大型実証（補助）

AMEICC(対ASEAN加盟国)

第1回公募を6/6(木)～6/27(木) で実施、8/15(木)に採択結果発表。
第2回公募を2024年度内に実施予定。
第3回公募は実施しない。

UNIDO(対非ASEAN)

第1回公募を6/5(水)～7/5(金) で実施、現在審査中。
第2回公募を2024年秋か冬に実施予定。
第3回公募の実施は未定（第2回公募の結果次第）。

小規模実証（補助）

FS（補助）

第1回公募を4/17(水)～5/10(金)で実施、6/28(金)に採択結果発表。
第2回公募を9/9(月)～10/11(金)12時〆で実施中。
第3回公募は詳細未定。

マスタープラン策定(委託)

第1回公募を10月に実施予定。
第2回公募の実施有無及び時期は未定。